

第1章 計画の基本事項

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、緑に関する総合的な計画として、都市緑地法[※]第4条により市町村が定めるものであり、緑地の保全や都市公園[※]の整備、公有地や民有地の緑化の推進など、緑全般についての将来像とそれを実現するための施策を計画的に推進するための指針となるものです。

2 緑の基本計画の位置づけ

「第3次刈谷市緑の基本計画」(以下「本計画」)は、上位計画である総合計画に即し都市計画マスタープランに整合し、上位計画に位置づけたまちづくりを促進するための、緑化施策を位置づけます。

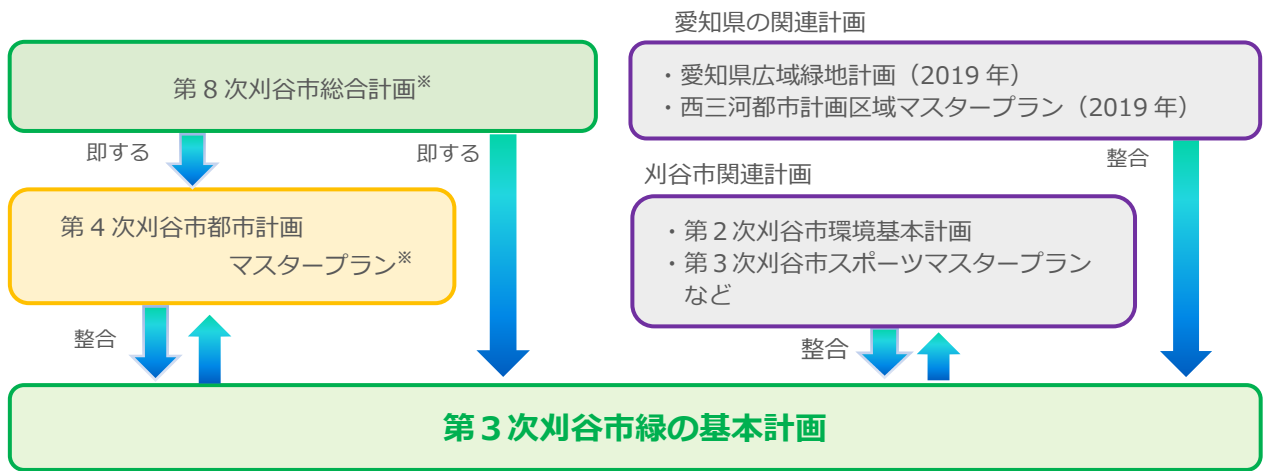
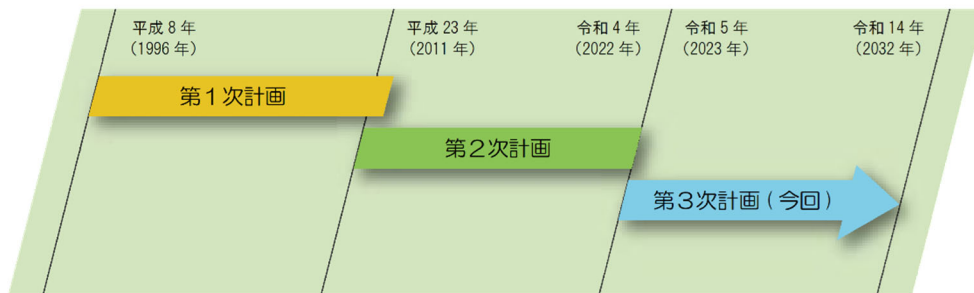


図1-1 上位・関連計画との関係図

3 計画期間

本計画は、基準年次を令和5年(2023年)とし、目標年次を令和14年(2032年)とします。なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間



[用語の説明]

※都市緑地法：良好な都市環境の形成を図り健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を定めた法律。

※都市公園：都市公園法に基づき設置された公園緑地。

※第8次刈谷市総合計画：将来の刈谷市をどのようなまちにしていくのかを総合的・体系的にまとめた最上位計画。

※第4次刈谷市都市計画マスタープラン：まちづくりの将来ビジョンや整備方針など、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。

4 計画の対象とする緑

本計画の対象とする緑は、都市公園や公共施設の緑地のみならず、住宅や工場などの民間施設の緑地、農地や森林なども計画の対象とします。

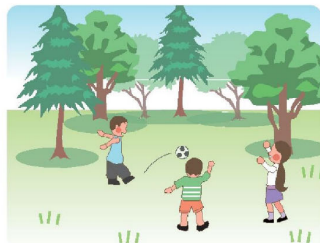


5 緑のはたらき

都市の緑には、下図のようなはたらきがあり、様々な機能の緑をネットワークで結ぶことにより、さらに効果的に機能を発揮させることができます。



動植物の生息地であり、ヒートアイランド現象*など気象条件を緩和する機能があります。



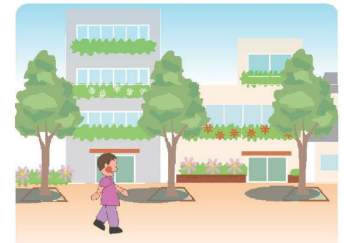
自然とのふれあいや、様々なレクリエーション活動を楽しむことのできる場所となります。



図1-2 緑のはたらき



被災時に避難場所になるとともに、火事の広がりを抑えるなど、まちの安全性を高める機能があります。



歴史や文化と一体となって、その地域ならではの魅力ある景観を創り出します。

[用語の説明]

※風致地区：自然的環境を主体とした都市景観を維持するため指定された地域地区。

※生産緑地地区：市街化区域内において、緑地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定された地域地区。

※緑のネットワーク：河川や街路樹、道路から見える沿道の風景などの線的な緑地を、公園や緑地などを経由しながら網状につなげること。

※ヒートアイランド現象：都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて異常な高温を示す現象。

6 計画改定の背景

「第2次刈谷市緑の基本計画」（平成23年3月策定）は、平成32年（2020年・令和2年）を目標年次として、平成23年（2011年）3月に策定しました。その後、この計画に基づいた緑化及び緑の保全等を推進してきましたが、以下の8つの背景により、本計画を改定することが必要となったため、新たに令和14年（2032年）を目標年次として計画の改定を行うものです。

〔計画改定の背景〕

① 社会情勢の変化への対応

少子・高齢化社会の進行、頻発する自然災害、地球環境問題の悪化、新型コロナウイルス感染症の流行、市民のライフスタイルの多様化など、日々変化する社会情勢に対応した計画づくりが必要となってきています。刈谷市では、人口・世帯数は当面増加する見込みではありますが、高齢化社会の進展などを背景に、快適な居住環境の形成と災害リスクに備えた、安心・安全で暮らし続けたい都市づくりをめざしていくことが必要です。

② 進展する活力ある都市づくりへの対応

製造品出荷額等が全国でも上位に位置する刈谷市は、刈谷スマートインターチェンジの開通や、リニア中央新幹線開業に向けて、産業競争力を強化し、活力ある都市づくりをめざしています。そのため、新たな産業系・住居系市街地が創出される中、残された自然環境を保全し、市域全体でバランスある発展をしながら、緑豊かな魅力ある都市づくりを推進していくことが必要です。

③ 緑とオープンスペース[※]施策の新たなステージへの移行

平成28年（2016年）5月に国土交通省が設置した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」により、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する『新たなステージ』へ移行すべきとしており、新たな時代に対応した施策展開が必要です。

『新たなステージで重視すべき観点』

- 観点1 ストック効果をより高める
- 観点2 民間との連携を加速する
- 観点3 都市公園を一層柔軟に使いこなす

〔用語の説明〕

※オープンスペース：都市部において建物が建っていない一定の広がりのある土地や緑地。

④ グリーンインフラ[※]で持続可能な魅力あるまちづくり

令和元年（2019年）7月に国土交通省より「グリーンインフラ推進戦略」が公表され、昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、グリーンインフラの取組みを普及・促進していくこととしています。

⑤ 都市緑地法等の法改正による新たな制度への対応

国においては、平成29年（2017年）5月に都市緑地法、都市公園法、生産緑地法などの緑に関する法律について改正が行われています。また、愛知県においても、平成31年（2019年）3月に「愛知県広域緑地計画」を改定しています。

法改正の主な目標・効果としては、民間活力を最大限に活用して、緑・オープンスペースの整備・保全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することとしており、刈谷市においてもこの目標の実現に向けて取り組む必要があります。

都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】	緑地・広場の創出 【都市緑地法】	都市農地の保全・活用 【生産緑地法・都市計画法・建築基準法】
<改正のポイント> ☆都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化） ☆民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 ☆公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年⇒30年） ☆公園の活性化に関する協議会の設置	<改正のポイント> ☆民間による市民緑地の整備 ☆緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充	<改正のポイント> ☆生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限） ☆生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ☆新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）
地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実 【都市緑地法等】		
<改正のポイント> ☆市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充 ⇒都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み		

<目標・効果>

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

⑥ 生物多様性[※]を維持する水辺環境の保全・活用

生物多様性は、生物の生息空間だけの問題ではなく、市民の暮らしと密接に関連しています。そして、生物多様性保全は広域的な観点から実施する必要性があり、愛知県の「愛知県広域緑地計画」においては、本県の生物多様性の危機は依然深刻であり、今後さらなる努力と緊急で効果的な施策が必要であるとしています。

本市においては、北部地域に点在するため池や、国の天然記念物に指定されている「小堤西池の力カツバタ群落」は、生物多様性が高く、希少性の高い野生生物の生息空間となっていることから、永続的な水辺環境の保全と活用が必要です。

[用語の説明]

※グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

※生物多様性：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態と生物が未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた概念。

⑦ 新型コロナ危機を契機とした公園などのオープンスペースの利用の変化

「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（令和2年8月国土交通省都市局）において、『オープンスペースの今後のあり方と新しい政策の方向性』が示されています。

新型コロナ危機下では、多くの方が自宅近くで過ごす時間が増え、住まいの身近な環境や地域の自然資源の重要性が認識されるようになり、運動不足の解消・ストレス緩和の効果が得られる場として、オープンスペースの重要性が再認識されるようになりました。

このような中、屋外空間である公園緑地は、感染症への感染リスクは高くないと考えられており、新型コロナ危機を契機に、テレワーカーの作業場所や、これまでに屋内で行っていたフィットネスを公園で実施したり、オープンスペースにキッチンカーを配置し、オープンカフェとして活用するなど、過密の発生を防ぐ工夫として、公園などの公共空間が利用され始めています。

このように公園などの緑やオープンスペースを、地域でのエリアマネジメント※活動の実践の場として柔軟に活用する上では、市民組織やNPO法人、指定管理者などの民間事業者の果たす役割が大きく、それを効果的に活用するための人材育成の必要性が高まっています。

また、新型コロナ危機により、再認識された公園緑地などの緑とオープンスペースの価値は、多機能を持つグリーンインフラとして、その効果を戦略的に高めていく必要があります。

そして、新たな生活様式に対応していく上では、多世代の多様な利用ニーズに対応した魅力的な緑とオープンスペースを整備・利活用することが重要です。

さらに、既存のオープンスペースなど柔軟かつ多様な利活用を図るためには、地域コミュニティなどが連携し、多様な主体が参画できるプラットフォームを形成し、日頃から地域の課題に応じたオープンスペースの活用方法について各地域で検討を深めることが必要です。

『緑とオープンスペースの今後の都市政策の方向性』

- i グリーンインフラとしての緑とオープンスペースの戦略的活用・充足
- ii まちなかの様々な緑とオープンスペースの総合的な活用
- iii 地域の関係者の連携による緑とオープンスペースの柔軟かつ多様な活用

⑧ SDGs の理念に基づく緑のまちづくりの推進

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 年 (2030 年) までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組みを示しています。

SDGs の目標は、スケールこそ異なるものの、緑の基本計画に示す各施策のめざす方向性とおおむね一致するため、緑の基本計画の施策を展開することで、SDGs の推進を図るものとしします。

本計画では、「具体的な施策の内容」において、該当する SDGs のゴールを表示し、関連性を示すものとしします。



図 1-3 SDGs の 17 の目標